

令和5年12月5日

広島市長 様

広島市入札等適正化審議会
会長 田村 耕一

答 申 書

広島市入札等適正化審議会（以下「審議会」という。）は、令和5年9月20日付けで広島市長から、市長が行った政府調達に係る苦情申立てについて諮問を受け、広島市入札等適正化審議会運営基本要綱第2条第2号に掲げる事項に係る審議に関する取扱要領（以下「取扱要領」という。）第3条及び第5条第1項により検討し、その結果を第7条第3項による考慮を行った上で、同条第1項により下記のとおり答申します。

記

1 答申の結論

諮問を受けた当該市長が行った政府調達に係る苦情申立てについては、苦情に理由がなく認められない。

2 苦情の内容等

(1) 苦情申立人

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 鉄鋼ビルディング22階
三井物産エアロスペース株式会社
代表者代表取締役 大杉 定之

(2) 苦情に係る調達

ア 調達機関（契約担当課）

広島市長（広島市消防局総務課）

イ 調達物品及び数量

消防ヘリコプター1機

ウ 入札公告日

令和5年5月25日（広島市報調達号外第689号）

エ 落札者（参加者）

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

(3) 事案の概要

調達機関が行った総合評価一般競争入札による消防ヘリコプター1機の調達（以下「本件調達」という。）について、当該入札に参加し落札できなかった苦情申立人から、本件調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に違反しているとして、広島市長に対し、広島市政府調達に関する苦情の処理手続に関する要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項に規定する苦情の申立て（以下「本件苦情申立て」という。）が下記の経緯等を経て令和5年9月12日付けでなされたものである。

本件苦情申立てに至る経緯等

ア 令和5年5月12日、調達機関は、消防ヘリコプターの調達総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）において落札者決定基準を決定した。

イ 同年5月25日、調達機関は、入札公告を行った。

ウ 同年6月5日、苦情申立人は、調達機関に対して本件調達に関する質問を行った。この質問に対する応答は数回行われた。

エ 同年7月5日及び6日、苦情申立人及び落札者は、応札（入札書及び提案書の提出）した。

オ 同年7月7日、調達機関は、開札を行った。

カ 同年7月14日、審査委員会は苦情申立人及び落札者に対して提案書等に対するヒアリング（プレゼンテーション及び審査委員会の委員（以下「委員」という。）からの質疑）を実施した。

キ 同年7月21日、調達機関は、審査委員会での採点結果により落札者決定し、苦情申立人及び落札者に通知した。

ク 同年7月25日、調達機関は、落札者と消防ヘリコプターの取得に係る仮契約を締結した。また、苦情申立人は、調達機関に対して公文書開示請求を行った。

ケ 同年8月7日、調達機関は、公文書開示請求のうち採点基準等について公文書開示決定通知を行い、落札者が提出した提案書について公文書開示決定等期間延長通知を行った。その後、同年9月6日、調達機関は当該提案書について部分開示決定を行った。

コ 同年8月10日、苦情申立人は、ケの採点基準等についての公文書の開示を受けた。

サ 同年8月17日、苦情申立人は、要綱第3条第1項により広島市長に対し苦情申立てを行い、キの落札者決定を取り消すこと等の協議を申し入れ

た。

シ 同年9月12日、苦情申立人は、広島市長に対しサの協議の打切りを通知するとともに、要綱第4条第1項により広島市長に対して、本件苦情申立てを行った。

ス 同年9月15日、調達機関は、消防ヘリコプターの取得に係る議案を広島市議会に上程した。

セ 同年9月20日、広島市長は、審議会に対して、本件苦情申立てについての検討を諮問した。

ソ 同年9月28日、広島市議会は、スの議案を可決した。

タ 同年10月3日、審議会は、本件苦情申立てを却下しないことを決定した。

チ 同年10月4日、調達機関は、審議会に対して、本件苦情申立ては認められない旨の報告書を提出した。

ツ 同年10月5日、審議会は、調達機関に対し、本件苦情申立ての処理に係る期間は本件調達に係る契約締結を行わないよう要請を行った。また、落札者から広島市長に対し苦情処理参加手続申立書が提出され、以後参加者として苦情処理手続に参加することとなった。

テ 同年10月13日、苦情申立人は、審議会に対して意見書を提出した。

ト 同年10月17日、参加者は、審議会に対して意見書を提出した。

(4) 苦情申立人及び調達機関の求める判断

ア 苦情申立人

- (1) 本件調達につき、関連する契約の締結に向けた手続きを停止する。
- (2) 本件調達につき、令和5年7月21日の落札者決定を取り消し、評価審査委員会を改めて公正な手続きで選任し、採点基準を入札説明書において明らかにした上で、また入札から落札者決定までの期間を可及的に短くしたスケジュールで、当該採点基準に従って行う形で本件調達を再度実施することを求める。

イ 調達機関

苦情申立人の本件苦情申立ては認められない。

3 審議会における検討

(1) 検討経過

審議会における検討経過は以下のとおりである。

審議会における検討経過

第1回 令和5年10月3日 却下すべきか否かの検討

第2回 同年10月24日 苦情申立人、調達機関及び参加者による陳述

及び論点の整理

第3回 同年11月10日 答申内容の検討

第4回 同年11月28日 答申内容の検討

(2) 苦情申立人等からの提出資料等

苦情申立人、調達機関及び参加者から審議会に提出された資料等は以下のとおりである。

ア 苦情申立人

令和5年9月12日付け広島市政府調達に関する苦情申立書

同年10月13日付け意見書

同年10月24日に行われた陳述

イ 調達機関

令和5年10月4日付け広島市政府調達に関する苦情申立書に係る報告書

同年10月24日に行われた陳述

ウ 参加者

令和5年10月17日付け意見書

同年10月24日に行われた陳述

(3) 検討を行う苦情

審議会は、(2)における苦情申立人、調達機関及び参加者からの提出資料及び陳述を踏まえ、審議会として検討を行う苦情を次のアからエの4項目とした。

ア 入札説明書の落札者決定基準では技術点の評価は、「提案書に記載する事項」について、「評価基準」に基づき評価し、「配点」欄の点を最大値として配点するとしていた。しかし、配点の詳細（以下「採点基準」という。）を定めていながら、採点基準を入札説明書に記載していなかった。このことは、入札説明書には、落札に際して調達機関が適用する全ての評価基準についての完全な説明を求める「協定等」第十条第7項柱書及び（c）に違反するか否か。

イ 審査委員会の委員の採点において、入札説明書に記載された「提案書に記載する事項」に記載のない事項（通訳対応など）を考慮し採点している。このことは、入札説明書には、落札に際して調達機関が適用する全ての評価基準についての完全な説明を求める「協定等」第十条第7項柱書及び（c）に違反するか否か。

ウ 操縦士・整備士の資格取得訓練を実施予定の教官を評価する項目において、訓練において通訳対応が必要なことで一部委員が苦情申立人の得点を減点し

ている。このことは、海外からの物品の供給者に国内の物品の供給者よりも不利でない待遇を求める「協定等」第四条第1項柱書及び（a）に違反するか否か。

エ 開札から落札者決定までが2～3週間というスケジュールは、海外から物品を調達する供給者に対しこの間の為替変動リスクに対応させることとなる。このことは、「協定等」第四条第1項柱書及び（a）に照らし不当であるか否か。

4 審議会の判断

(1) 本件申立ての却下等について

取扱要領第3条各号に掲げる苦情を却下すべき場合に該当するかについて、主に以下の事項について検討を行い、却下すべきでないことを確認した。

ア 「遅れて申立てが行われた場合」に該当するか否かについて

要綱第4条第1項においては、「供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定等及び法令のいずれかの規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得たときから10日以内に、市長に対し書面により苦情を申し立てることができる。」としている。

苦情申立人が苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得たのは、公文書開示を受けた令和5年8月10日である。この日から、同年9月12日に行われた本件苦情申立てに至るまでの期間中、要綱第3条による協議に要した同年8月17日から9月12日までの日数を除外すると、本件苦情申立てに要した期間は7日となる。したがって、苦情申立人は10日以内に本件苦情申立てを行っており、「遅れて申立てが行われた場合」に該当しないものである。

イ 「協定等及び法令と無関係な場合」に該当するか否かについて

苦情申立人は本件苦情申立てにおいて、本件調達が抵触すると考えられる「協定等」の具体的な規定を指摘しており、苦情の内容は「協定等及び法令と無関係な場合」に該当しないものである。

(2) 3(3)の検討を行う苦情について

ア 3(3)アについて

本苦情は、「採点基準」を入札説明書に記載していなかったことが、「完全な説明」を求める「協定等」第十条第7項柱書及び（c）に違反するというものである。

「協定等」第十条第7項（c）は、入札説明書に対して「落札に際して調達機関が適用する全ての評価基準、及び価格が唯一の評価基準でない場合にはこれらの評価基準の相対的な重要性」を含む「完全な説明」を要求している。即

ち、本条項は、原則として、入札説明書の記載だけをもって供給者が有効な入札書を提出できるようにすることを求めていると解される（平成26年10月10日付け政府調達苦情検討委員会報告書及び提案書）。この解釈からすれば、市長が行った本件調達において、入札説明書に添付され公表されていた「評価基準」には、落札に際し市長が適用する全ての基準が含まれ、当該「評価基準」の記載だけをもって供給者が有効な入札書を提出できるようになっていたのが問題となる。

この点、供給者たる苦情申立人は、当該「評価基準」のほかに市長が作成した「評価指標」なる「採点基準」が存在し、当該「評価指標」中の項目の一部に該当した場合は加点されるものがあつたことは、当該「評価基準」は「完全な説明」を含めていないものであると主張している。これに対して市長は、苦情申立人が「採点基準」と称する当該「評価指標」は採点者のためのガイドラインであり、そもそも「評価基準」に該当しないと主張している。

そこで審議会は、双方の主張を踏まえ、当該「評価基準」及び当該「評価指標」を比較して確認した結果を以下に述べる。

まず、本件調達は、価格のみで落札者を決定しない総合評価一般競争入札方式を採用している。当該方式は、入札価格のほか応札者に「評価基準」に基づいた自己の優れた技術等を自由に、かつ積極的に提案させて競争を促し、その提案を裁量を与えられた委員が評価し、その評価結果を合わせて落札者を決定するものであるところ、本件調達においては、価格点と価格以外の要素である技術点の配点、即ち評価の割合が1対2であると入札説明書に明示されており、価格以外の要素の重要性が明確に示されていることを確認することができる。

次に、当該「評価基準」中、例えば「先進的な安全装備品」の項目には、「加点対象」として「消防防災ヘリコプターにおける災害活動中の事故等を踏まえ、本市の運用において安全性の向上につながる装備品の装備又は機能の有無」との記載がある。

その一方で、当該「先進的な安全装備品」の項目に対応している当該「評価指標」には、「無線による機内通話装置」が装備されるのであれば委員が加点することとされている。そして、当該「先進的な安全装備品」の項目は、委員が応札者の提案を見聞きした上で、その裁量により、当該「評価指標」を使用して評価を行うものとされている。

このことからすると、応札者の自由なかつ競争を目的とした提案の評価に際して用いられる当該「評価指標」に挙げられている各事項は、委員が応札者の提案を評価する場合の参考としての例示あるいは要素として示したものにすぎず、委員に裁量を与えられている以上、委員はそもそも当該「評価指標」の記載に拘束されるものではない。

以上を踏まえれば、当該「評価指標」は絶対的な判断基準として明確化された当該「評価基準」と同視されるものではないから、当該「評価基準」を用い

て行われた本件調達「協定等」第十条第7項(c)に違反しているとはいえない。

よって、本苦情については、苦情に理由がなく認められない。

ところで、取扱要領第7条第3項においては、「審議会は、答申に当たり、調達手続における瑕疵の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定等及び法令の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び市長等の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が市長等に与える負担、当該調達の緊急性及び市長等の業務に対する影響等、当該調達に関する状況を考慮するものとする。」とある。

審議会としては、当該「評価指標」は当該「評価基準」と同視されるものではないと考えるが、仮に、当該「評価指標」の一部項目が「評価基準」と実質的に同視され得るものであったとしても、当該「評価基準」と当該「評価指標」の全体を比較してみれば、当該「評価指標」における取扱要領第7条第3項の「調達手続における瑕疵の程度」及び「協定等及び法令の趣旨の阻害の程度」は軽微である。加えて、仮に全ての「評価指標」が事前に公表されていたとしても、苦情申立人の得点が参加者の得点を上回ることはなく、例えば、苦情申立人が指摘する評価指標の「無線による機内通話装置」の項目で、参加者の得点が0点、苦情申立人の得点が満点の2点であったとしても、落札者決定の結果は変わらないことから、同項の「全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度」についてもごくわずかである。

これらのことを取扱要領第7条第3項の規定に照らして判断すると、本件調達においては、「調達手続における瑕疵の程度」や「協定等及び法令の趣旨の阻害の程度」などに落札結果を覆すような問題はなく、落札者決定を取り消すような瑕疵は見当たらないことから、本苦情については、理由がなく認められないという結論に変わりはない。

イ 3(3)イについて

本苦情は、入札説明書に記載された「提案書に記載する事項」に記載のない事項を考慮してなされた採点行為についてのものである。

苦情申立人が主張する「提案書に記載する事項」に記載のない事項、即ち「通訳対応～無資格者のため－1」は、委員が応札者による提案を見聞きしたことによって形成された内心が文字として表現されたものであり、委員が採点するために考慮した事項を「メモ」したものである。

本件調達における委員の採点は、総合評価一般競争入札における評価において、裁量が与えられた委員が応札者の提案を見聞きした場で行った評価行為の一部であって、その行為に瑕疵はない。

加えて、当該「入札説明書」を公表した時期は、委員が応札者の提案を見聞きする前であり、委員が評価時に初めて行う評価行為を文字にして予め公表す

ることは、そもそも不可能である。

以上のことから、本苦情については、苦情に理由がなく認められない。

ウ 3(3)ウについて

本苦情は、採点結果に対する不満を述べるものである。

苦情申立人が指摘する委員の減点は、通訳の有無を理由に行ったものではなく、無資格者を介することから適切なレクチャーが行えない可能性があることをもって行ったものであり、国内・海外の物品の供給者を区別する観点からなされたものではない。

本件調達における委員の採点は、裁量が与えられた委員が応札者の提案を見聞きした場で行った評価行為の一部であって、その行為に瑕疵はない。

なお、採点結果に対する不満を苦情申立ての理由にすることは、今後の同種の入札方式において、応札者の提案に対する採点行為を委縮させることにつながるおそれがあり不適當である。

以上のことから、本苦情については、苦情に理由がなく認められない。

エ 3(3)エについて

本苦情は、本件調達のスケジュールは海外製品の供給者を為替変動リスクにさらすもので不当であるというものである。

為替変動リスクへの対応は、海外から物品を調達する供給者であれば当然に講じるべきことであり、供給者ならば為替変動リスクの存在を前提に応札するか否かを判断することは当然である。

また、応札から落札者決定までに期間があることは入札公告時にあらかじめ明らかにされており、苦情申立人はそのことを承知の上で応札している。

以上のことから、本苦情については、苦情に理由がなく認められない。

(3) 検討結果

以上により、3(3)アからエいずれの苦情についても、苦情に理由がなく認められない。

参 考

広島市入札等適正化審議会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
齋 藤 有 志	弁護士（齋藤法律事務所）
田 中 聖 三	広島工業大学工学部 准教授
谷 川 大 輔	近畿大学工学部 准教授
田 村 耕 一 （会 長）	広島大学大学院人間社会科学研究科 教授
山 田 希 恵 （副会長）	公認会計士（アイル監査法人）

関係条文

政府調達に関する協定を改正する議定書の附属書（抜粋）

第四条 一般原則

無差別待遇

1 各締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する措置について、他の締約国の物品及びサービスに対し並びに他の締約国の供給者であって締約国の物品及びサービスを提供するものに対し、即時にかつ無条件で、次の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

(a) 国内の物品、サービス及び供給者

(b) (略)

第十条 技術仕様及び入札説明書

入札説明書

7 調達機関は、供給者がその有効な入札書を準備し、かつ、提出するために必要な全ての情報を含む入札説明書を入手することができるようにする。入札説明書には、調達計画の公示に既に記載されている場合を除くほか、次の事項についての完全な説明を含める。

(a) 及び(b) (略)

(c) 落札に際して調達機関が適用する全ての評価基準、及び価格が唯一の評価基準でない場合にはこれらの評価基準の相対的な重要性

(d) から(h)まで (略)

広島市政府調達に関する苦情の処理手続に関する要綱（抜粋）

(苦情申立て等)

第3条 供給者（市長等が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、協定等及び協定等を実施するに当たり適用される法令（以下「法令」という。）の規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、市長に対し、書面により苦情を申し立てることができる。

2 (略)

第4条 供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定等及び法令のいずれかの規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得たときから10日以内に、市長に対し書面により苦情を申し立てることができる。

2 から7まで (略)

広島市入札等適正化審議会運営基本要綱第2条第2号に掲げる事項に係る審議に関する取扱要領（抜粋）

（却下等）

第3条 審議会は、原則として、市長又は地方公営企業の管理者（以下「市長等」という。）から広島市政府調達に関する苦情の処理手続に関する要綱（平成25年3月29日財政局長決裁。以下「処理手続要綱」という。）第4条第3項の諮問のあった日（以下「諮問日」という。）後10作業日以内に苦情について検討し、次の各号に該当する場合には、書面により理由を付して却下すべき旨市長等に答申する。

- (1) 遅れて申立てが行われた場合
- (2) 協定等及び法令と無関係な場合
- (3) 軽微な又は無意味な場合
- (4) 供給者からの申立てでない場合
- (5) その他審議会による検討が適当でない場合

（検討）

第5条 審議会は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じる恐れのある場合を除き、苦情申立人及び市長等に対し説明、主張、文書の提出等を求め、これに基づき、苦情についての検討を行う。

2から15まで （略）

（答申）

第7条 審議会は、諮問日後90日以内（公共事業に係る苦情申立てについては50日以内）に、検討の結果を文書で作成し、直ちに市長等に答申する。審議会は、当該答申において、検討の結果の根拠に関する説明を行い、苦情の全部又は一部を認めるか否か及び調達の手続が協定等及び法令の規定に違反して行われたものか否かを明らかにする。

2 （略）

3 審議会は、答申に当たり、調達手続における瑕疵の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定等及び法令の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び市長等の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が市長等に与える負担、当該調達の緊急性及び市長等の業務に対する影響等、当該調達に関する状況を考慮するものとする。

4及び5 （略）